

(別紙様式)

計画作成年度	平成26年度
計画変更年度	平成28年度
計画主体	富士見町

## 富士見町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業課農林係  
所在地 長野県諏訪郡富士見町落合 10,777  
電話番号 0266-62-9232 (農林係直通)  
FAX番号 0266-62-4481  
メールアドレス sangyo@town.fujimi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ ニホンザル イノシシ ハクビシン キツネ タヌキ アナグマ カラス
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	富士見町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲	902千円 247a
	ソバ	363千円 100a
	野菜(ダイズ、モロシ他)	465千円 35a
ニホンザル	水稲	48千円 13a
	野菜(モロシ、カキ他)	715千円 35a
イノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、カラス	野菜(モロシ、ダイズ)	21千円 1a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

農作物被害額調査の結果によると、平成18年度をピークに被害額は減少傾向となっている。被害額の減少は、被害対策を実施してきたことの成果が表れたことに加え、有害鳥獣被害の長期化により農家が耕作を諦めてしまった等の理由があげられる。被害報告の件数は減少傾向にあるが、農地及び集落周辺での目撃情報は多数あり、生息地域は拡大している。

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
12,031	6,771	13,810	6,489	6,563	5,943	5,588	4,725	2,522

ニホンザルは南アルプス地域固体群に含まれるものが、町内に3群以上（約300頭）生息していると推定される。被害地域は山梨県との県境に接する地域が中心となっているが、年々被害地域が拡大している。電気柵の設置や年間100頭以上の捕獲を実施しているところであるが、被害の発生は抑止できていない。6月から9月にかけての農作物の収穫期に被害の発生が集中している。

ニホンジカについては、南アルプス地域固体群と八ヶ岳地域個体群の他に町内に設定された鳥獣保護区内にも生息していることが確認されており、ニホンジカによる農作物被害は山地に近い農地ばかりでなく、集落が連担する人里にある農地にも及んでいる。5月から10月にかけての農作物の生育期と収穫期に被害の発生が集中している。

この他に、出没すると水田を壊滅状態にするイノシシ、畜産農家の近傍で100羽以上

の群れを形成するカス（種籾を直接圃場に播種する水稻直播栽培において出芽時に被害を蒙る）、近年個体数が増加傾向にあるハビシ、キツネ、タヌキ、アナグマ等による被害などが発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）		目標値（平成28年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
農業被害総計	2,522千円	433a	1,765千円	303a
ニホンザル	1,730千円	382a	1,211千円	267a
ニホンザル	763千円	62a	534千円	43a
イシ、ハビシ、キツネ、タヌキ、カス	21千円	1a	14千円	0.7a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有害鳥獣捕獲を富士見町猟友会に委託</li> <li>②檻、ワによる通年捕獲</li> <li>③3月期の一斉駆除</li> <li>④近隣市町村との合同（広域）捕獲</li> <li>⑤ニホンザルの銃器による通年捕獲</li> <li>⑥組織的捕獲（一斉駆除）</li> <li>⑦対象鳥獣捕獲員による銃器を使用した通年捕獲</li> <li>⑧富士見町有害鳥獣対策協議会によるワの購入</li> <li>⑨捕獲方法の試験（囲いわな）</li> <li>⑩野鼠駆除の実施</li> <li>⑪捕獲従事者に対する講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①猟友会員の高齢化、後継者不足</li> <li>②猟期中の檻、ワの運用</li> <li>③埋却処理する場所の確保（特に冬期間）</li> <li>④被害農家と非農家との関心の差</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民と協働による県境や山林と農地の境界への計画的な電気柵（金網＋段張りタイプ・ネットタイプ）の設置</li> <li>②住民による電気柵の維持管理（一部町管理）</li> <li>③獣の移動経路となっている山林について森林整備の実施</li> <li>④追い払い資材（ロケット花火、忌避剤等）の支給</li> <li>⑤集落単位での追い払い活動</li> <li>⑥放任果樹の除去取り組み（サル柿合戦プロジェクト）</li> <li>⑦ニホンザルの出没状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気柵の維持作業（メンテナンスや点検、草刈、除草剤散布など）に要する経費や労力の軽減</li> <li>②鳥獣被害に対するあきらめ</li> <li>③地域としての被害防止意識の醸成</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

当町においては、町有害鳥獣対策協議会において、

- ① 「柵外からのこれ以上の侵入を防ぐ」、
- ② 「柵内の個体数を調整して棲み分ける」

という基本的方針を確認し、それぞれ対策を実施しており、今後もこれに沿った取り組みを実施していく

##### ① 「柵外からのこれ以上の侵入を防ぐ」対策関係

- ・ ニホンザル・ニホンツカ・イノシシの侵入を広域的に防ぐため、県境や山林と農地の境界に連続的に電気柵を設置し、適切に維持管理していく（鳥獣被害防止総合対策交付金）
- ・ 必要な箇所への森林整備を行い、電気柵設置との相乗効果を得る
- ・ 住民自身による追払い活動を支援する（猟友会による支援、追払い資材の支給、研修会の開催等による啓蒙など）
- ・ 有害鳥獣の生息数・行動調査等を実施する
- ・ 観光資源である高山植物や森林等の保護対策を講ずる
- ・ モンキトックや牛、羊などを利用した追払いについて研究する
- ・ 電波発信機やGIS等を用いた獣の行動把握を実施する

##### ② 「柵内の個体数を調整して棲み分ける」対策関係

- ・ 富士見町猟友会に委託し個体数調整（通年の檻・ワによる捕獲、銃器によるニホンザルの通年捕獲、一斉捕獲、近隣市町村との合同・広域捕獲等）を実施する
- ・ 対象鳥獣捕獲員による銃器を使用した通年捕獲および追払い
- ・ 檻、ワの整備を進める
- ・ 捕獲獣の適切な処理を行い、活用について検討していく
- ・ 有害鳥獣監視通報システムを活用した捕獲を実施する

##### ③ その他対策

- ・ 広域的な電気柵で被害が防げない農地において、農家が設置した電気柵の資材費に対して補助を行う
- ・ 町農作物有害鳥獣被害対策協議会において、有害鳥獣対策の方針・計画について検討する
- ・ 町有害鳥獣対策プロジェクト外会議において、現況調査及び対策の見直しを行う
- ・ 農作物被害調査を実施する
- ・ 地域住民の自主的取り組みを支援するための研修会等を実施する
- ・ 長野県が主導する広域捕獲事業に参加する
- ・ 隣接する山梨県北杜市と協力、連携して対策を進めるため定期的に担当者連絡会を開催し情報交換を行う
- ・ 南アルプス食害対策協議会、南北八ヶ岳保護管理運営協議会に参加し、広域的な対策に取り組む

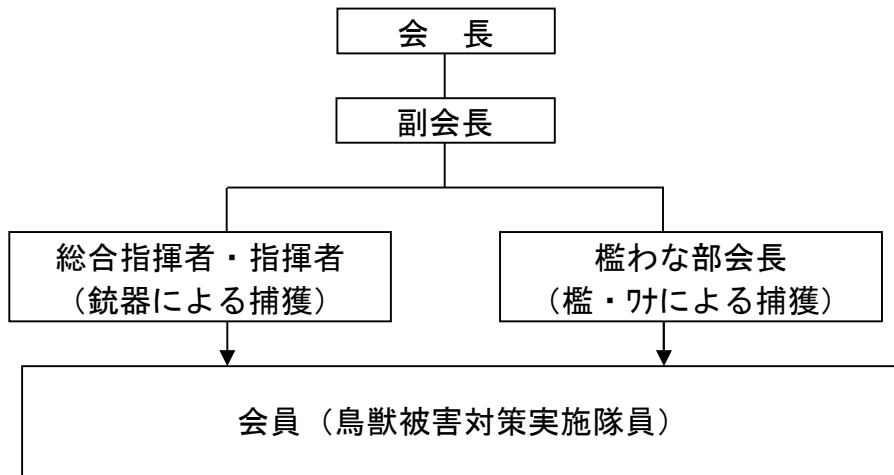
(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成

するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

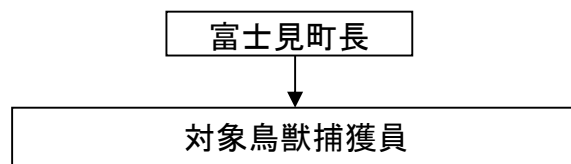
### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

①富士見町猟友会（鳥獣被害対策実施隊）に委託し実施する。捕獲体制については以下のとおり。



②対象鳥獣捕獲員による捕獲を実施する。捕獲体制については以下のとおり。



- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26～28年度	ニホンジカ ニホンサル イノシシ ハクビシ キツネ タヌキ アゲマ カラス	檻、くくりわなの導入 新規銃猟者確保のための補助 捕獲従事者の猟友会年会費の補助 捕獲従事者対象の講習会の開催 有害鳥獣監視通報システムを活用した捕獲 なお、ニホンジカについては八ヶ岳地域において、 県による捕獲事業を実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>原則として県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲を実施する。</p> <p>捕獲実績は毎年伸びているが農地での鳥獣の目撃件数は減少していないことや異常気象や獣の生態の変化から生息域が変化している状況がみられることから、当面は前年実績以上又は前年実績程度の捕獲計画数を設定する。</p>
---

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンゾカ	680頭	700頭	720頭
ニホンザル	128頭	129頭	130頭
イノシ	50頭	50頭	50頭
ハクビシ	17頭	18頭	19頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
アゲマ	30頭	30頭	30頭
カラス	300羽	300羽	300羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>① わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型の箱わなを28基設置</li> <li>・必要に応じて、小型の箱わなを設置</li> <li>・くくりわなを必要に応じて設置</li> <li>・猟期中は鳥獣保護区内を除いて休止</li> <li>・カラス檻による捕獲を通年実施</li> <li>・捕獲従事者を対象とした講習会を開催</li> <li>・サル用大型囲いわな設置</li> </ul> <p>② 銃器による捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猟期終了後に散弾銃、ライフル銃により組織的捕獲を実施</li> <li>・樹木の繁茂期においても実施することを検討</li> <li>・ニホンザルについては通年にわたって機動的に実施</li> <li>・適当な時期に近隣市町村と合同して広域捕獲を実施</li> <li>・対象鳥獣捕獲員による銃器を使用した通年捕獲を実施</li> </ul>
---

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
(該当なし)	(該当なし)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンヅカ ニホンザル イノシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙事地区 複合柵（金網柵＋電気柵8段）900m</li> <li>甲六地区 電気柵（ネットタイプ）115m</li> <li>池袋地区 複合柵（金網柵＋電気柵4段）300m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若宮地区 複合柵（金網柵＋電気柵8段）1200m</li> <li>池袋地区 複合柵（金網柵＋電気柵4段）300m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下蔦木地区 複合柵（金網柵＋電気柵8段）670m</li> <li>上蔦木地区 複合柵（金網柵＋電気柵8段）1400m</li> <li>池袋地区 複合柵（金網＋電気柵4段）300m</li> </ul>
ニホンヅカ イノシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬沢新田地区 ネット柵 2,150m</li> </ul>		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26～28年度	ニホンヅカ ニホンザル イノシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵（電気柵等）の維持管理および改良・改善</li> <li>緩衝帯の設置</li> <li>里地里山の整備</li> <li>追い払い活動</li> <li>農作物被害調査、出没調査</li> <li>追い払い資材の支給</li> <li>有害鳥獣監視通報システムの導入</li> <li>ニホンザル個体群識別調査</li> </ul>

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

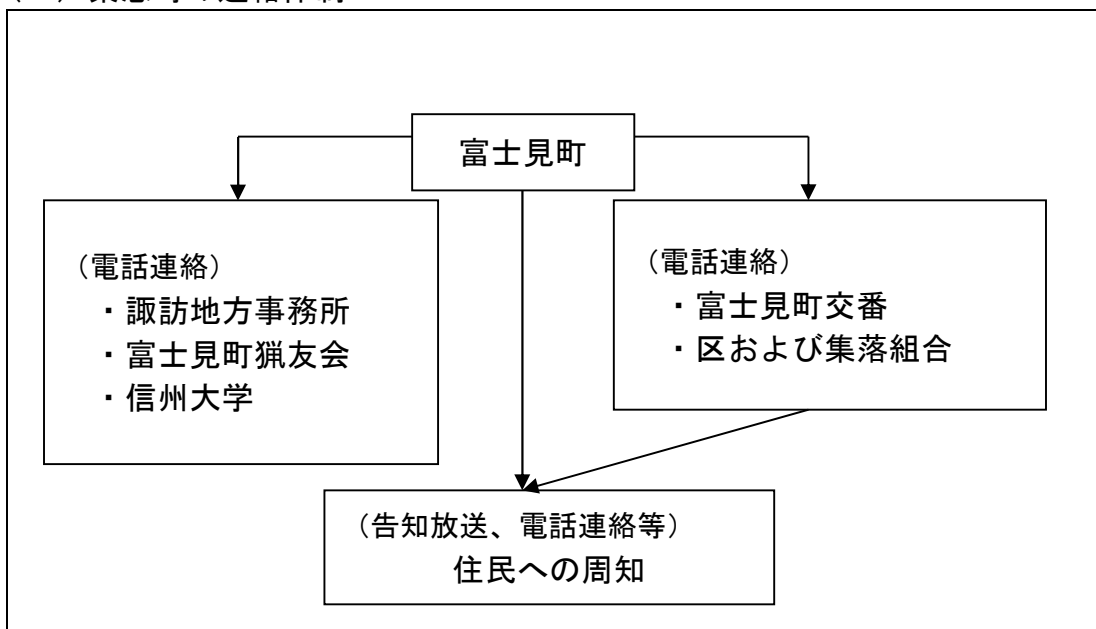
#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県諏訪地方事務所	助言
富士見町猟友会	助言及び現場対応
富士見町鳥獣被害対策実施隊	助言及び現場対応
富士見町交番	現場対応及び住民への周知
信州大学	助言
区および集落組合	住民への周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士見町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富士見町	町長＝協議会会長、事務局
信州諏訪農業協同組合	農業者団体の代表
富士見町農業委員会	農地および農業問題の学識経験者
富士見町猟友会	野生動物の生態、捕獲等の専門家
町内集落代表者	住民の代表者
諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	農業、林業分野における総合的支援および助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入



する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富士見町有害鳥獣プロジェクト会議	対策の見直しや検討
信州大学	被害対策の助言および生息調査
諏訪地方野生鳥獣対策連絡会議	諏訪地域における関係機関の連携
南信農業共済組合諏訪支所	農作物被害に対する共済、支援
南信森林管理署	国有林における対策の連携
南アルプス食害対策協議会（伊那市）	南アルプス地域における対策の連携
南北八ヶ岳保護管理運営協議会	八ヶ岳地域における対策の連携
山梨県北杜市	隣接市町村としての連携

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

富士見町猟友会から鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を選出する。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(該当なし)

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲を委託する富士見町猟友会に払い下げ、または捕獲地および近傍地において埋却処理する。加工施設への供給をスムーズにして、食肉としての利用を促進させる

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい技術の習得や情報を得るため、また他地域の情勢等を把握するために、必要に応じて関係機関とともに先進地視察や研究研修会を実施する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。